

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額と贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	230,000 千円 H23.3.31まで	H23.1.25 サントメ で (同日)	日本側 加藤基在サントメ・プリンシペ大使 ・サントメ・プリンシペ側 サントメ・プリンシペ側 ・オマリザエ イラ・トマス・ラモス財務 ・国際協力大臣	H23.2.8 30号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。